

かほく市長 様

郵便番号

住 所

フリガナ
氏 名

印

電話番号（ ） －

かほく市被災宅地等復旧補助金交付申請書

かほく市被災宅地等復旧補助金の交付を受けたいので、かほく市被災宅地等復旧補助金交付要綱第5条の規定により、関係書類を添えて、下記のとおり交付を申請します。

記

1 施 工 場 所				
2 土 地 所 有 者	氏名		電話番号	
	住所	(〒 —)		
3 被災宅地の状況				
4 工 事 の 内 容	☐ のり面の復旧工事 ☐ 擁壁の復旧工事（旧擁壁の撤去、擁壁に関する排水施設設置工事を含む。） ☐ 地盤の復旧工事（陥没への対応工事を含む。） ☐ 地盤改良工事 ☐ 住宅基礎の傾斜修復工事			
5 工 事 の 期 間	着手	年 月 日		
	完成	年 月 日		
6 工 事 施 工 者	住所 会社名 代表者 職名 氏名			
7 対象工事費額	金	円（別紙 見積書のとおり）		
8 交 付 申 請 額	金	円		

※添付書類

- ①対象工事の設計図書（位置図、計画平面図、構造図、構造計算書など）
- ②対象工事の見積書の写し及び工事費内訳書
- ③宅地被害等の被災状況を確認できる資料（写真等）
- ④対象工事に係る被災宅地の所有者（申請者を除く。）全員又は一部の承諾書
- ⑤当該被災宅地の登記全部事項証明書及び字図（公図）
- ⑥申請箇所が住宅の用に供されていたことが確認できる資料（住民票等）
- ⑦その他市長が必要と認める書類

※別紙「交付申請時の留意事項」に記載の内容を確認し、十分理解したうえで同意して本補助金の交付を申請します。

交付申請時の留意事項

工事施工後における地籍調査等の実施により、土地の境界が確定したときに、申請宅地と隣接する公共施設や法定外公共物(※)（以下、当該施設等）内に申請者の工作物等が越境する状態となる場合には、当該施設等の管理者と別途協議が必要となります。

越境の事実が発覚した際には、速やかに当該施設等の管理者まで報告をお願いいたします。

なお協議の結果、土地の払い下げや越境物の撤去が必要となる場合は、それに要する経費等は、原則として申請者の負担となります。

(※)…法律で定められる公共施設以外の市が管理する道路(赤道)や水路(青道)等